

外観設計特許デザインの相違点主張は 特許図面に基づき判断すべき ～最高人民法院による類比判断～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第68回）

YKK株式会社
再審申請人（一審原告、二審上诉人）

国家知識産権局特許復審委員会
再審被申請人（一審被告、二審被上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

外観設計（日本の意匠に相当）の登録要件は専利法第23条に以下の通り規定されている。

特許権を付与される外観設計は、申請日以前に国内外出版物上で公開発表され、または、国内で公開使用された外観設計と同一・類似ではなく、かつ、他人が先に取得した合法権利と抵触してはならない。

登録設計と対比設計との類否は相違点を認定した上で、当該相違点が対象特許の全体効果に対してもたらす影響を考慮して行われる。本事件では原告が主張する相違点は訴訟中に提出した製品模型では表されているが図面には表されておらず、また、その他の相違点も慣常設計に過ぎないとして無効を支持する判決¹がなされた。

2. 背景

(1) 特許の内容

YKK株式会社（原告）は、ジッパーチェーンと称する外観設計特許第CN301206773号（以下、773特許という）を所有している。773特許は、2009年6月19日に国家知識産権局に出願され、2010年5月19日に登録された。

1 2017年12月29日最高人民法院判決（2016）最高法行申3687号